
平成 2 2 年 第 3 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 3 日)

平成 2 2 年 9 月 2 2 日 (水曜日)

議 事 日 程 (3)

平成22年 9 月22日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|-------------------|--|
| 日程第 1 | 町長提出議案
第 6 9 号 | 平成 2 2 年度芦屋町一般会計補正予算 (第 2 号) について |
| 第 2 | 町長提出議案
第 7 0 号 | 平成 2 2 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 第 3 | 町長提出議案
第 7 1 号 | 平成 2 2 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 第 4 | 町長提出議案
第 7 2 号 | 平成 2 2 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第 2 号) について |
| 第 5 | 町長提出議案
第 7 3 号 | 平成 2 2 年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 第 6 | 町長提出議案
第 7 4 号 | 平成 2 1 年度芦屋町一般会計決算の認定について |
| 第 7 | 町長提出議案
第 7 5 号 | 平成 2 1 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 第 8 | 町長提出議案
第 7 6 号 | 平成 2 1 年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について |
| 第 9 | 町長提出議案
第 7 7 号 | 平成 2 1 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 第10 | 町長提出議案
第 7 8 号 | 平成 2 1 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について |
| 第11 | 町長提出議案
第 7 9 号 | 平成 2 1 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について |
| 第12 | 町長提出議案
第 8 0 号 | 平成 2 1 年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について |
| 第13 | 町長提出議案
第 8 1 号 | 平成 2 1 年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について |
| 第14 | 町長提出議案
第 8 2 号 | 平成 2 1 年度芦屋町外二カ町競艇施設組合事業会計決算の認定について |
| 第15 | 町長提出議案
第 8 3 号 | 平成 2 1 年度芦屋町病院事業会計決算の認定について |
| 第16 | 町長提出議案
第 8 4 号 | 平成 2 1 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について |

第17 町長提出議案 医事会計、医療システム購入契約の締結について
第85号

第18 町長提出議案 過疎地域自立促進計画の策定について
第86号

第19 町長提出議案 芦屋橋等釣り禁止に関する条例の制定について
第87号

第20 町長提出議案 監査委員の選任同意について
第88号

【 出 席 議 員 】 (13名)

1 番 益田美恵子	2 番 貝掛 俊之	3 番 田島 憲道	4 番 辻本 一夫
5 番 小田 武人	6 番 岡 夏子	7 番 今井 保利	8 番 川上 誠一
9 番 松上 宏幸	10番 本田 哲也	11番 中西 定美	12番 室原 健剛
13番 横尾 武志			

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 古野 嘉子	書記 本郷 宣昭
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。
よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第69号から日程第18、議案第86号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
それぞれの委員長から、審査結果報告書並びに閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。
書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。
ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。
まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終わります。
日程第1、議案第69号から日程第18、議案第86号までの各議案について、順不同により討論を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡です。
議案第74号平成21年芦屋町一般会計決算の認定について反対討論を行います。
一般質問でも指摘いたしましたが、町は平成20年度の4月と7月に約4つの基金から計6億円の外国為替債、仕組み債、通称「仕組み債」と言いますが、それを購入しています。
最初の1年間は各3%の利息が保障されていることから、21年度中にその利息が入っています。しかし、その後の利息はゼロの状態です。
また、当初の仕組み債の購入に充てた基金内訳は、職員退職基金から2億円、財政調整基金より2億円、総合体育館施設建設基金から4,000万円、文化会館建設準備基金から3,000万円、そして、競艇事業振興基金から1億3,000万円です。
この仕組み債について、この間の報道によると、長引く不況で、企業や個人相手の売り上げが落ち込む中、銀行が取り扱うこともできるようになったということか

ら、自治体がターゲットにされていたことや、証券会社や銀行が手数料稼ぎで売り込みに力を入れていたと、当時の背景を指摘しています。

また、購入したほかの自治体職員のコメントでは、取り扱った職員は、銀行から「県内のほかの自治体でも買っている」とか、「1年から3年以内に早期償還できる」と言った、など弁明していることや、金融に関して、専門的な職員がいるわけでもない自治体が仕組み債を購入した経緯のずさんさを指摘しています。

現に、芦屋町でも、平成21年度決算書において、債券を購入した競艇事業振興基金1億3,000万円は、財政調整基金に、文化会館建設準備基金から投じた3,000万円は、町民会館の改修工事などで必要になったため、当面は必要のない総合体育施設建設準備基金に振りかえるなど、購入に際してどの基金を充てるかなどについてのずさんさが見てとれます。

一般質問の答弁により、6億円の債券の評価損額が合計で約1億4,000万円ということが判明しました。また、購入に関する経緯の中で、基金運用の内規において有価証券などの証券期限も定めていないこと、元本30年償還の債券を購入したことの無謀さに哑然とするばかりです。

企業や個人なら、自己責任で管理運営できるでしょうが、事自治体のお金は税金という預かり金です。ましてや、基金は町民の財産です。それを目先の3%の高金利につられ、2年目以降為替に連動するということや、最大30年間塩漬けになる可能性に対しても、町長は「元本は保証されている」と豪語されたことに、町長の危機意識の欠如と無責任さにただあきれるばかりです。

また、法律に違反していないとおっしゃいましたが、「地方財政法8条では、自治体の財産は、常に良好な状態で、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」としています。

今後においても、オーストラリアドルとアメリカドルの為替は、いろいろな要素で円高や円安状態になるでしょうが、まさに、この証券を購入したということでは、ばくちにつぎ込んだということで決して良好な状態とは言えません。

ましてや、平成21年度末において、町の基金は約40億円ですが、借金起債に当たりますが、借金は125億円にも達しています。ボート事業からの繰り入れなどもない中、どこに貯金を塩漬けにするゆとりがあるのでしょうか。

町長は、常日ごろから町民の皆さんとの情報の共有化をモットーとされています。このような仕組み債を基金で購入した経緯とその内容について、また、確実に有利な基金運営とされるなら、その理由も町民に説明する責任があります。

そのことを要望して、私のこれに関する反対討論を終わります。

続きまして、議案第81号平成21年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定及び議案第82号平成21年度芦屋町外二カ町競艇施行組合の決算の認定について反対します。

まず、競艇施設特別会計決算の認定に関しては、さきの8月26日の臨時会において、平成22年3月31日をもって廃止した競艇施設特別会計の打ち切り決算処理において、芦屋町が保有する芦屋町外二カ町競艇施行組合が支払うべき施設貸付料などの未収金を、芦屋町財政規則の規定に基づく不納決算処分としなければならなかったため、この会計処理を行うため、債権放棄を行う者、競艇施設特別会計が保有していた施設貸付料などの未収金の債権を放棄するものとして、総額2億4,597万5,585円が提案されました。

その際において、決算議会を経なければ内容も不明で、かつ総額も認定されない

ということでは、本末転倒であると述べ、反対しました。

今回の決算において、その内容が確認されましたが、関連議案であることから反対するものです。

最後に、議案第 8 2 号競艇施設組合の決算の認定については、平成 2 1 年度末をもって組合は解散し、芦屋町単独事業に移行しております。その上で、組合事業としては最終年度となっています。

私は、平成 1 5 年 5 月から組合議員として着任していますが、それ以前から景気低迷が続く日本経済や、レジャーの多様化などで売り上げ低迷に歯どめがかからず、組合では、その間職員の削減や給与の削減、従業員の削減や賃金の仕切り直しなど、平成 1 4 年度からの退職金に係る借金の総額は 1 6 億円以上です。毎年、事業収益からその返済を続けてきました。今後も続けていきます。それでも、本場の売り上げ低迷は底なし状態です。

一方、議会の本会議は年々回数が減りながらも、とうとう最後まで議会議員や特別職の報酬の削減や廃止は行われませんでした。平成 1 6 年から応酬の供託を続けてきた立場から、平成 2 1 年度決算認定に反対するものです。

以上で反対討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

○議員 8 番 川上 誠一君

8 番、川上です。

議案第 7 7 号平成 2 1 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに對しての反対討論を行います。

後期高齢者医療制度が開始されてから 2 年が経過しました。後期高齢者医療制度は、7 5 歳以上の高齢者を別の制度に移して、医療費を別勘定にし、その一定割合を高齢者に負担させる仕組みです。負担割合は 1 割で、高齢化や医療費増加に合わせて 2 年ごとに引き上げられます。

実際に、制度開始から 2 年後の今年、多くの都道府県で保険料が値上げされています。福岡県でも、3, 5 5 0 円の保険料が値上げされました。

「年齢で区分する別勘定の制度をつくったのは、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくためです」と、厚生労働省の幹部職員は発言しています。現役世代に重い支援金を課して、高齢者医療費を負担させる仕組みにしたことで、現役世代から医療費抑制の圧力をかけさせようというねらいもあるわけです。お年寄りの医療費を別勘定にし、さんざん肩身の狭い思いをさせて無理やり医療費を抑制する、ここに、お年寄りの人間としての尊厳を踏みにじり、長寿を喜べないような立場に追い込んだ後期高齢者医療制度の非人間性の論理があります。

世界でも、年齢で区分し医療を抑えるなどという制度は日本だけです。保険料が高いか安いかなどということだけで、高齢者はこの制度に対して怒っているのではありません。高齢者医療費が高過ぎると目のかたきにし、高齢者の存在自体を財政悪化の原因、悪者のように扱い、戦後日本の発展に尽くしてこられた先輩方に対する敬いの念がまるで感じられない制度をつくった国の姿勢に対して怒っているのです。

後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻した上で減らされ続けてきた国庫負担を抜本的に増額して、人間らしい後期高齢者医療制度に変換させることが求められています。

以上のことから、第 77 号議案に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第 1、議案第 69 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 69 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 2、議案第 70 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 70 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 3、議案第 71 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 71 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 4、議案第 72 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 72 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 5、議案第 73 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 73 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 6、議案第 74 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 74 号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第 7、議案第 75 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 75 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 8、議案第 76 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 76 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 9、議案第 77 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 77 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 10、議案第 78 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 78 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 11、議案第 79 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 79 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 12、議案第 80 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 80 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 13、議案第 81 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 81 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 14、議案第 82 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 82 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 15、議案第 83 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 83 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 16、議案第 84 号について、委員長報告のとおり、認定すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 84 号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第 17、議案第 85 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 85 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 18、議案第 86 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 86 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の付託案件について、それぞれ再付託の要望がなされております。

つきましては、これを要望のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第 19、議案第 87 号及び日程第 20、議案第 88 号について、この際一括議案として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に朗読を命じます。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、連日のご審議、ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 87 号の「芦屋橋等魚釣り禁止に関する条例の制定」につきましては、本年 10 月に完成予定の芦屋橋開通に合わせまして、以前からの懸案でありました芦

屋橋、西祇園橋、なみかけ大橋からの魚釣り人によります歩行者、通行車両への交通の支障及び釣りえや釣り用具などの放置による衛生面の問題を防止するため、罰則付きの条例を新たに制定するものでございます。

議案第８８号の「監査委員の選任同意」につきましては、現監査委員の中西一雄氏の任期が、平成２２年９月２８日をもって満了となりますので、中西氏を再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第２０、議案第８８号については、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第２０、議案第８８号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第８８号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、質疑を行います。日程第１９、議案第８７号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 ６番 岡 夏子君

６条までであるうちの２条のところで、「何人も芦屋橋など橋の上でさお釣り」ですかね、「これに関する行為及びそれに類似する行為」とありますが、その「類似する行為」とはほかにどういったものがあるのかということと、次の３条に「町長が指定する職員など（監視員）」ということになってますが、この職員の性質がどういうものなのか、正職の方がこちらにつかれるのか、そこら辺がわからないのと、これが、どのような体制で、現場で魚釣りをしている方にやめるよう指示されるのか、いわゆる日中の時間帯とか、そういう体制はどうなっているのかということと、４条に関してですが、４条にも「関係人から提示の請求があった場合、その身分証明書を示す」ということにはなってますが、この条例に関して、警察との連携はどうなってるのかなという３点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

おはようございます。環境住宅課でございます。

この条例の関係につきましてのご質問でございます。

第２条の「類似する行為」につきましては、さお釣り、そして網でとるとかいったものも含まれるというふうに考えております。

次の第３条の監視員の職員の範囲でございますが、この職員につきましては正規

職員ということで考えております。

そして、第3条に関連いたします監視体制でございますが、これにつきましては、職員7名というところで人数を考えておりまして、そして、状況に合わせた中の巡回監視ということで考えております。

次の第4条でございますが、警察との連携についてという質問でございます。これにつきましては、監視員は身分証明書を携帯いたしまして巡回いたします。そして、この巡回の際、悪質と思われるような釣りをされている方につきましては、警察に通報等行いまして、連携でその方に対する措置を考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2条に、失礼しました、3条に関してですが、正規職員7名を充てると、まあ、環境住宅課の現存の範囲内での7名なんでしょうか、そのために、これは11月1日からということですので、今の状況でやっていかれるということには、その「状況に合わせて巡回」というのがちょっと抽象的なんですよね。

例えば、土曜、日曜とかも当然入るのかなっていう、いわゆる正規職員ですね、そして、平日においては、お仕事のところで、今の体制で果たして無理が生じてこないのかなあ、状況というのをどういったことで判断されるのかなっていうのがちょっと見えてきません。ご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

職員体制でございますが、一応7名ということで考えておりまして、現環境住宅課の職員を含めての7名ということですので、この人数というんですか、他課からの応援等も考えております。

それと次が、巡回の曜日というんですか、まあ、こういったことでございますが、一週間、まあ月曜日から日曜日まであるわけでございますが、平日につきましては、環境住宅課の職員等でも十分回れるというふうに考えております。そして、土日につきましては、どちらかとかいった中での状況に合わせて巡回をする予定にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

とにかく、11月1日から施行ということでは、補充も考えながらということではございます。今の状況でかなり無理がいくかなあというのはありますが、状況を見ながら、また私のほうも気がついたことを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第87号についての質疑を打ち切ります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 19、議案第 87 号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

日程第 19、議案第 87 号については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりますので、これを議題とし、委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

.....

報告第 11 号

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書

1、議案第 87 号 芦屋橋等魚釣り禁止に関する条例の制定について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成 22 年 9 月 22 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

.....

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、質疑を打ち切ります。

次に、日程第 19、議案 87 号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を打ち切ります。

ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。日程第 19、議案第 87 号について、委員長報告のとおり、

原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 87 号は原案を可決することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成 22 年芦屋町議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長い期間のご審議、お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を行いたいと思いますので、第 3 委員会室にお集まりください。

午前11時21分閉会

平成 2 2 年 第 3 回 芦屋町議会定例会会議録 (第 3 日)

平成 2 2 年 9 月 2 2 日 (水曜日)

議 事 日 程 (3)

平成22年 9 月22日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|-------------------|--|
| 日程第 1 | 町長提出議案
第 6 9 号 | 平成 2 2 年度芦屋町一般会計補正予算 (第 2 号) について |
| 第 2 | 町長提出議案
第 7 0 号 | 平成 2 2 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 第 3 | 町長提出議案
第 7 1 号 | 平成 2 2 年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 第 4 | 町長提出議案
第 7 2 号 | 平成 2 2 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第 2 号) について |
| 第 5 | 町長提出議案
第 7 3 号 | 平成 2 2 年度芦屋町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について |
| 第 6 | 町長提出議案
第 7 4 号 | 平成 2 1 年度芦屋町一般会計決算の認定について |
| 第 7 | 町長提出議案
第 7 5 号 | 平成 2 1 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 第 8 | 町長提出議案
第 7 6 号 | 平成 2 1 年度芦屋町老人保健特別会計決算の認定について |
| 第 9 | 町長提出議案
第 7 7 号 | 平成 2 1 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 第10 | 町長提出議案
第 7 8 号 | 平成 2 1 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について |
| 第11 | 町長提出議案
第 7 9 号 | 平成 2 1 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について |
| 第12 | 町長提出議案
第 8 0 号 | 平成 2 1 年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について |
| 第13 | 町長提出議案
第 8 1 号 | 平成 2 1 年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定について |
| 第14 | 町長提出議案
第 8 2 号 | 平成 2 1 年度芦屋町外二カ町競艇施設組合事業会計決算の認定について |
| 第15 | 町長提出議案
第 8 3 号 | 平成 2 1 年度芦屋町病院事業会計決算の認定について |
| 第16 | 町長提出議案
第 8 4 号 | 平成 2 1 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について |

第17 町長提出議案 医事会計、医療システム購入契約の締結について
第85号

第18 町長提出議案 過疎地域自立促進計画の策定について
第86号

第19 町長提出議案 芦屋橋等釣り禁止に関する条例の制定について
第87号

第20 町長提出議案 監査委員の選任同意について
第88号

【 出 席 議 員 】 (13名)

1 番 益田美恵子	2 番 貝掛 俊之	3 番 田島 憲道	4 番 辻本 一夫
5 番 小田 武人	6 番 岡 夏子	7 番 今井 保利	8 番 川上 誠一
9 番 松上 宏幸	10番 本田 哲也	11番 中西 定美	12番 室原 健剛
13番 横尾 武志			

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美	書記 古野 嘉子	書記 本郷 宣昭
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行
事業課長	小野義之				

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。
よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第69号から日程第18、議案第86号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
それぞれの委員長から、審査結果報告書並びに閉会中の継続審査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。
書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。
ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。
まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。
以上で質疑を終わります。
日程第1、議案第69号から日程第18、議案第86号までの各議案について、順不同により討論を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡です。
議案第74号平成21年芦屋町一般会計決算の認定について反対討論を行います。
一般質問でも指摘いたしましたが、町は平成20年度の4月と7月に約4つの基金から計6億円の外国為替債、仕組み債、通称「仕組み債」と言いますが、それを購入しています。
最初の1年間は各3%の利息が保障されていることから、21年度中にその利息が入っています。しかし、その後の利息はゼロの状態です。
また、当初の仕組み債の購入に充てた基金内訳は、職員退職基金から2億円、財政調整基金より2億円、総合体育館施設建設基金から4,000万円、文化会館建設準備基金から3,000万円、そして、競艇事業振興基金から1億3,000万円です。
この仕組み債について、この間の報道によると、長引く不況で、企業や個人相手の売り上げが落ち込む中、銀行が取り扱うこともできるようになったということか

ら、自治体がターゲットにされていたことや、証券会社や銀行が手数料稼ぎで売り込みに力を入れていたと、当時の背景を指摘しています。

また、購入したほかの自治体職員のコメントでは、取り扱った職員は、銀行から「県内のほかの自治体でも買っている」とか、「1年から3年以内に早期償還できる」と言った、など弁明していることや、金融に関して、専門的な職員がいるわけでもない自治体が仕組み債を購入した経緯のずさんさを指摘しています。

現に、芦屋町でも、平成21年度決算書において、債券を購入した競艇事業振興基金1億3,000万円は、財政調整基金に、文化会館建設準備基金から投じた3,000万円は、町民会館の改修工事などで必要になったため、当面は必要のない総合体育施設建設準備基金に振りかえるなど、購入に際してどの基金を充てるかなどについてのずさんさが見てとれます。

一般質問の答弁により、6億円の債券の評価損額が合計で約1億4,000万円ということが判明しました。また、購入に関する経緯の中で、基金運用の内規において有価証券などの証券期限も定めていないこと、元本30年償還の債券を購入したことの無謀さに哑然とするばかりです。

企業や個人なら、自己責任で管理運営できるでしょうが、事自治体のお金は税金という預かり金です。ましてや、基金は町民の財産です。それを目先の3%の高金利につられ、2年目以降為替に連動するということや、最大30年間塩漬けになる可能性に対しても、町長は「元本は保証されている」と豪語されたことに、町長の危機意識の欠如と無責任さにただあきれるばかりです。

また、法律に違反していないとおっしゃいましたが、「地方財政法8条では、自治体の財産は、常に良好な状態で、その目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」としています。

今後においても、オーストラリアドルとアメリカドルの為替は、いろいろな要素で円高や円安状態になるでしょうが、まさに、この証券を購入したということでは、ばくちにつき込んだということで決して良好な状態とは言えません。

ましてや、平成21年度末において、町の基金は約40億円ですが、借金起債に当たりますが、借金は125億円にも達しています。ボート事業からの繰り入れなどもない中、どこに貯金を塩漬けにするゆとりがあるのでしょうか。

町長は、常日ごろから町民の皆さんとの情報の共有化をモットーとされています。このような仕組み債を基金で購入した経緯とその内容について、また、確実に有利な基金運営とされるなら、その理由も町民に説明する責任があります。

そのことを要望して、私のこれに関する反対討論を終わります。

続きまして、議案第81号平成21年度芦屋町競艇施設特別会計決算の認定及び議案第82号平成21年度芦屋町外二カ町競艇施行組合の決算の認定について反対します。

まず、競艇施設特別会計決算の認定に関しては、さきの8月26日の臨時会において、平成22年3月31日をもって廃止した競艇施設特別会計の打ち切り決算処理において、芦屋町が保有する芦屋町外二カ町競艇施行組合が支払うべき施設貸付料などの未収金を、芦屋町財政規則の規定に基づく不納決算処分としなければならなかったのに、この会計処理を行うため、債権放棄を行う者、競艇施設特別会計が保有していた施設貸付料などの未収金の債権を放棄するものとして、総額25億4,597万5,585円が提案されました。

その際において、決算議会を経なければ内容も不明で、かつ総額も認定されない

ということでは、本末転倒であると述べ、反対しました。

今回の決算において、その内容が確認されましたが、関連議案であることから反対するものです。

最後に、議案第 8 2 号競艇施設組合の決算の認定については、平成 2 1 年度末をもって組合は解散し、芦屋町単独事業に移行しております。その上で、組合事業としては最終年度となっています。

私は、平成 1 5 年 5 月から組合議員として着任していますが、それ以前から景気低迷が続く日本経済や、レジャーの多様化などで売り上げ低迷に歯どめがかからず、組合では、その間職員の削減や給与の削減、従業員の削減や賃金の仕切り直しなど、平成 1 4 年度からの退職金に係る借金の総額は 1 6 億円以上です。毎年、事業収益からその返済を続けてきました。今後も続けていきます。それでも、本場の売り上げ低迷は底なし状態です。

一方、議会の本会議は年々回数が減りながらも、とうとう最後まで議会議員や特別職の報酬の削減や廃止は行われませんでした。平成 1 6 年から応酬の供託を続けてきた立場から、平成 2 1 年度決算認定に反対するものです。

以上で反対討論を終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

○議員 8 番 川上 誠一君

8 番、川上です。

議案第 7 7 号平成 2 1 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに對しての反対討論を行います。

後期高齢者医療制度が開始されてから 2 年が経過しました。後期高齢者医療制度は、7 5 歳以上の高齢者を別の制度に移して、医療費を別勘定にし、その一定割合を高齢者に負担させる仕組みです。負担割合は 1 割で、高齢化や医療費増加に合わせて 2 年ごとに引き上げられます。

実際に、制度開始から 2 年後の今年、多くの都道府県で保険料が値上げされています。福岡県でも、3, 5 5 0 円の保険料が値上げされました。

「年齢で区分する別勘定の制度をつくったのは、医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくためです」と、厚生労働省の幹部職員は発言しています。現役世代に重い支援金を課して、高齢者医療費を負担させる仕組みにしたことで、現役世代から医療費抑制の圧力をかけさせようというねらいもあるわけです。お年寄りの医療費を別勘定にし、さんざん肩身の狭い思いをさせて無理やり医療費を抑制する、ここに、お年寄りの人間としての尊厳を踏みにじり、長寿を喜べないような立場に追い込んだ後期高齢者医療制度の非人間性の論理があります。

世界でも、年齢で区分し医療を抑えるなどという制度は日本だけです。保険料が高いか安いかなどということだけで、高齢者はこの制度に対して怒っているのではありません。高齢者医療費が高過ぎると目のかたきにし、高齢者の存在自体を財政悪化の原因、悪者のように扱い、戦後日本の発展に尽くしてこられた先輩方に対する敬いの念がまるで感じられない制度をつくった国の姿勢に対して怒っているのです。

後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻した上で減らされ続けてきた国庫負担を抜本的に増額して、人間らしい後期高齢者医療制度に変換させることが求められています。

以上のことから、第 77 号議案に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第 1、議案第 69 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 69 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 2、議案第 70 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 70 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 3、議案第 71 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 71 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 4、議案第 72 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 72 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 5、議案第 73 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 73 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 6、議案第 74 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 74 号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第 7、議案第 75 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 75 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 8、議案第 76 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 76 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 9、議案第 77 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 77 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 10、議案第 78 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 78 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 11、議案第 79 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 79 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 12、議案第 80 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 80 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 13、議案第 81 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 81 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 14、議案第 82 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第 82 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 15、議案第 83 号について、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 83 号は認定することに決定いたしました。
次に、日程第 16、議案第 84 号について、委員長報告のとおり、認定すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 84 号は認定することに決定いたしました。

次に、日程第 17、議案第 85 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 85 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第 18、議案第 86 号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 86 号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の付託案件について、それぞれ再付託の要望がなされております。

つきましては、これを要望のとおり再付託することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第 19、議案第 87 号及び日程第 20、議案第 88 号について、この際一括議案として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に朗読を命じます。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、連日のご審議、ご苦労さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 87 号の「芦屋橋等魚釣り禁止に関する条例の制定」につきましては、本年 10 月に完成予定の芦屋橋開通に合わせまして、以前からの懸案でありました芦

屋橋、西祇園橋、なみかけ大橋からの魚釣り人によります歩行者、通行車両への交通の支障及び釣りえや釣り用具などの放置による衛生面の問題を防止するため、罰則付きの条例を新たに制定するものでございます。

議案第８８号の「監査委員の選任同意」につきましては、現監査委員の中西一雄氏の任期が、平成２２年９月２８日をもって満了となりますので、中西氏を再度選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第２０、議案第８８号については、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第２０、議案第８８号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第８８号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、質疑を行います。日程第１９、議案第８７号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 ６番 岡 夏子君

６条までであるうちの２条のところで、「何人も芦屋橋など橋の上でさお釣り」ですかね、「これに関する行為及びそれに類似する行為」とありますが、その「類似する行為」とはほかにどういったものがあるのかということと、次の３条に「町長が指定する職員など（監視員）」ということになってますが、この職員の性質がどういうものなのか、正職の方がこちらにつかれるのか、そこら辺がわからないのと、これが、どのような体制で、現場で魚釣りをしている方にやめるよう指示されるのか、いわゆる日中の時間帯とか、そういう体制はどうなっているのかということと、４条に関してですが、４条にも「関係人から提示の請求があった場合、その身分証明書を示す」ということにはなってますが、この条例に関して、警察との連携はどうなってるのかなという３点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

おはようございます。環境住宅課でございます。

この条例の関係につきましてのご質問でございます。

第２条の「類似する行為」につきましては、さお釣り、そして網でとるとかいったものも含まれるというふうに考えております。

次の第３条の監視員の職員の範囲でございますが、この職員につきましては正規

職員ということで考えております。

そして、第3条に関連いたします監視体制でございますが、これにつきましては、職員7名というところで人数を考えておりまして、そして、状況に合わせた中の巡回監視ということで考えております。

次の第4条でございますが、警察との連携についてという質問でございます。これにつきましては、監視員は身分証明書を携帯いたしまして巡回いたします。そして、この巡回の際、悪質と思われるような釣りをされている方につきましては、警察に通報等行いまして、連携でその方に対する措置を考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2条に、失礼しました、3条に関してですが、正規職員7名を充てると、まあ、環境住宅課の現存の範囲内での7名なんでしょうか、そのために、これは11月1日からということですので、今の状況でやっていかれるということには、その「状況に合わせて巡回」というのがちょっと抽象的なんですよね。

例えば、土曜、日曜とかも当然入るのかなっていう、いわゆる正規職員ですね、そして、平日においては、お仕事のところで、今の体制で果たして無理が生じてこないのかなあ、状況というのをどういったことで判断されるのかなっていうのがちょっと見えてきません。ご説明お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

職員体制でございますが、一応7名ということで考えておりまして、現環境住宅課の職員を含めての7名ということですので、この人数というんですか、他課からの応援等も考えております。

それと次が、巡回の曜日というんですか、まあ、こういってございまして、一週間、まあ月曜日から日曜日までであるわけでございますが、平日につきましては、環境住宅課の職員等でも十分回れるというふうに考えております。そして、土日につきましては、どちらかとかいった中での状況に合わせて巡回をする予定にしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

とにかく、11月1日から施行ということでは、補充も考えながらということではございます。今の状況でかなり無理がいくかなあというのはありますが、状況を見ながら、また私のほうも気がついたことを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第87号についての質疑を打ち切ります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。日程第19、議案第87号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

日程第19、議案第87号については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりますので、これを議題とし、委員長に審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

.....

報告第11号

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書

1、議案第87号 芦屋橋等魚釣り禁止に関する条例の制定について

本委員会は、本日付託を受けた右の議案について慎重審査した結果、原案を可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成22年9月22日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

.....

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案87号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を打ち切ります。

ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。日程第19、議案第87号について、委員長報告のとおり、

原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第 87 号は原案を可決することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成 22 年芦屋町議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長い期間のご審議、お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を行いたいと思いますので、第 3 委員会室にお集まりください。

午前11時21分閉会
